

【2018年2月11日・市民社会フォーラム】

安倍政権のミステリー～森友学園のトリックを暴く

弁護士 大川一夫

第一、はじめに

「ミステリの女王」アガサ・クリスティのとあるミステリに〈一番怪しい人物が真犯人だった〉という作品がある。

森友学園豊中国有地払い下げ事件は、このクリスティのミステリを彷彿させる。

森友学園に対する世論調査では、国民の半数以上が政府の説明不足とみている。

説明しない怪しい人物（安倍昭恵夫人、佐川理財局長など）は、その後の証拠などから更に怪しさを増している。

実は、冒頭のクリスティのミステリは〈意外な結末〉を予想する読み手の裏をかいいて〈更なる意外性〉を生み出した新手のトリックなのであるが、安倍政権のミステリは、どこにも新味はなく極めて凡庸なミステリと言えるだろう。

第2、森友学園事件の構造

1. 時系列

2012年2月26日 大阪で大阪府教育基本条例シンポジウム（日本教育再生機構主催・安倍氏、松井知事の意気投合）。

2015年1月30日 大阪府私立学校審議会が小学校の設置に「認可適当」と答申。

5月29日 学園が財務局と国有地の定期借地計画（10年間）を締結。

9月5日 安倍晋三首相の妻昭恵氏が学園運営の塚本幼稚園で3回目の講演。小学校の名誉校長に就任。

※いわゆる「疑惑の3日間」「100万円の授受」などについて争いあり。

11月17日 国有地の借地契約について、籠池理事長の問い合わせに昭恵氏秘書谷公務員がファックスで回答。

2016年3月11日 小学校の基礎用杭打ち工事で、地中深くから大量の生活ごみが見つかったとのことで、学園が国に連絡。

15日 篠池理事長、妻諄子夫人が財務省幹部にごみへの対応を求めて直談判。

※国は「交渉」を否定しているが、後に「交渉テープ」が明らかにされる。

4月14日 国土交通省大阪航空局がごみ撤去費を約8億円と算定。

5月18日 篠池夫婦と財務局担当者が面会。

担当者は「1億3000万円を下回る金額は提示できない」

31日 不動産鑑定士が国有地の評価額を9億5600万円と査定。

6月1日 財務局が学園に売却額1億3400万円と提示。

20日 国有地の売買契約成立。売買額は学園の要望で非開示に。

※このころ、豊中木村市議が学園ポスターを見て疑問に思う。

2017年2月8日 国に売却額の公開を求めて豊中木村市議が大阪地裁に提訴。

3月10日 学園が小学校認可申請を取り下げ。

2. 事件のポイント

①国有地売却（払い下げ）は適正な価格でなければならない（財政法9条）。

②本件国有地とほぼ同じ大きさの隣の国有地は豊中市に約13億円で売却されている。

③音大が本件国有地の購入を7億円で払い下げを申し入れたが、近畿財務局は「安すぎる」と拒否した。

④安倍昭恵夫人は、学園で3回講演し、学園の教育に涙した。

安倍首相も一時期までは「すばらしい教育」と評価していた。

しかし、その後、「しつこい人」と否定した。

そして、夫人は小学校の名誉校長にもなった。

⑤安倍昭恵夫人と篠池諄子との間で頻繁に電話及びメールがなされている（その一部が政府サイドから明らかにされている）。

⑥安倍昭恵秘書谷氏が財務省に問い合わせ、財務省が回答している。

⑦篠池側と財務局で金額の「交渉」をした。

※財政法上「交渉」はありえない。

※近畿財務局は一貫して「交渉」は否定している。

※いわゆる「交渉テープ」が明らかにされた後も、会話は認めつつ、「交渉」でないとしている。

⑧地中にゴミが存在した、との理由で約8億円値引きして売却した。

※ゴミの存在は示されていない。

※むしろ、ゴミは存在していないと見られる。

⑨財務局に「交渉記録」が残っていた。

※財務局は否定。上脇教授の情報公開請求により開示された。

資料・新聞記事

(尚、財務局はそれでも「記録」でないと言っていたが、2月1日の国会で新理財局長は「検討記録」は残っていると答えた)。

第三、会計検査院の報告

2017年11月22日会計検査院は国会法第105条、会計検査院法第30条の3の規定に基づき検査結果を報告した。

「学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関する会計検査の結果についての報告書」はかなり大部である（全体で117頁）。

そのポイントとして、別紙のような問題点が指摘されている。

報告書はその後、本件に関する行政文書の管理状況の不備を指摘し（同86頁以下）、そして、事実経過をふまえた所見（同91頁以下）をのべ、本件の売却価格及びその価格算定手続は適正でないとしている。

第四、維新の役割

2012年4月

大阪府が、借り入れのある幼稚園でも小学校を設置できるように認可要件緩和。

2014年10月31日

森友学園が大阪府に小学校の認可申請。

2014年12月18日

大阪府私立学校審議会で森友学園の小学校許可の件が継続審議となる（国有財産近畿地方審議会123回議事録）。

2015年1月27日

臨時の大坂府私立学校臨時審議会が条件付きで森友学園の小学校認可適当答申。「小学校建設に係る工事請負契約の締結状況、寄付金の受入れ状況、詳細なカリキュラム及び入学志願者の出願状況等、開校に向けた進捗状況を、次回以降の答申議会定例会において報告すること」（大阪府HP）。

2015年2月10日

国有財産近畿地方審議会が森友学園への定期借地を了承。府私学審と国有財産審議会は事務局同士（大阪府私学課と近畿財務局）が連絡を取り合っていた（国有財産近畿地方審議会123回議事録）。

2016年4月1日

松井一郎知事が私立小学校の設置許可権限を教育長に委任（大阪府HP）。

2017年3月10日 許可申請取り下げ。

北浜法律事務所の酒井弁護士が取り下げさせた。

同弁護士は後に辞任。

国会喚問で

「はしごをはずしたのは誰ですか？」

（籠池理事長）「松井一郎です」

第五、疑惑の三日間

2015年9月3日

安倍首相が迫田理財局長、財務省官房長・岡本と面会

2015年9月4日

安倍首相が大阪入り、読売テレビに出演後に元国交相・冬柴の次男と会食。

近畿財務局・大阪航空局担当者と設計業者・建設業者が協議、産廃埋没物の埋め戻しを確認（いわゆる四者会談）。国交省が木造校舎建設への補助金として6194万円の交付決定。

2015年9月5日

安倍昭恵夫人が塙本幼稚園で講演、「小學院」名譽校長就任。

第六、「悪魔の証明」とは？

1. 森友問題で、安倍首相は言葉では「丁寧に証明する」或いは「丁寧に説明してきた」と言いながら、実質的には何も説明しようとしていない。
2. その一例が、「疑惑の3日間」における「100万円授受」についてである。
 - (1) 安倍首相は「悪魔の証明」の名のもとに、何ら反証しないでいる。
 - (2) 篠崎理事長側は
①夫人の「一人にさせてすみません」などリアルな供述。

②郵便振替の控えなど、「一応の証明」をしている。

3. ならば、安倍首相側は反証しなくて良いのか。

4. 「悪意の証明」とは何か

～資料・ドットコムの回答

5. ドットコムの回答は正しいか。

～一般論は正しいが、本件の当てはめがおかしい。

にも拘わらずドットコムの影響力。

ドットコムの社長とはどういう人物か。～資料

6. すると真相は

①財務局が、本来してはならない「交渉」をもとに違法な値引きをしたのはほぼ明らかである。

②当初それが、財務局の忖度なのか、何らかの指示があったのかが不明であったが、安倍昭恵夫人、谷氏の「問い合わせ」が何らかの「役割」を果たしたことは明らかである。

③そして疑惑の3日間の一日目。そこでの安倍・迫田会談で何が話されたのか…。

第七、籠池逮捕・勾留の意味

1. 逮捕とは、被疑者に対して最初に行われる身体拘束処分であり、通常逮捕（刑事訴訟法199条）、現行犯逮捕（同213条）、緊急逮捕（同210条）の三種類ある。

2. 勾留とは、被疑者・被告人を拘束する裁判及びその執行のことである。

勾留の要件

①犯罪の嫌疑

②（A）住居不定（B）罪証隠滅のおそれ（C）逃亡のおそれ

③勾留の必要性・相当性

④手続きの相当性

3. 人権を制約する例外、憲法が令状主義をもうけた意義

4. 仮に、籠池夫婦に「犯罪の嫌疑」があったとしても、果たして、他の要件はあるだろうか。

第八、国会での軽い発言

1. 佐川理財局長の言葉

「交渉はしていない」～しかし「交渉テープ」が出てきた。

「記録は破棄した」～しかし「記録」は出てきた。

2. 安倍首相の言葉

「私や妻が関係していたら総理大臣、国会議員をやめる」

～少なくとも妻が「関係していた」ことは明らかでないのか。

～議事録の公開の遅れと一部削除も。

第九、パロディ安倍首相

1. パロディの数々

2. ストレートな批判の抑制とパロディの発展

3. 報道の自由度ランキングの低下

国際NGOの国境なき記者団は2017年の「報道の自由度ランキング」を発表したが180カ国・地域のうち日本は72位で主要国7カ国（G7）では最下位。

日本は2010年の11位から順位の低下が続く。

(1) NHK朝井体制のクーデター

(2) 高市早苗総務相電波停止発言

(3) 2015年「I'm not Abe」古賀、

2016年古館・国谷・岸井ら辛口キャスターの放逐

4. モリかけスパ疑惑が事実なら「法治主義」でなく「人知主義」

5. 今や、…。

「そして、誰れもいなくなつた」

※クリスティにはじまり、クリスティに終わる。

極めて陳腐なミステリでした！！

以上

大川法律事務所 <http://www.okawa-law.com>
大阪市北区西天満4-3-4 御影ビル7階
tel 06-6316-8550 / fax 06-6316-8551
弁護士 大川一夫
E-mail kazuo@okawa-law.com

(別 紙) 会計検査院報告のポイント

- ア. 近畿財務局は、処分方針通達に反して、相手方決定に長期の期間を有している（報告32頁）。
 - イ. 売払い前提の定期借地という特例処理は本件以外にはない（同34頁）。
 - ウ. 貸付料決定に慎重な検討を欠いている（同35頁）。
 - エ. 森友学園は、月割額を遅滞している（同38頁）。
 - オ. 森友学園に返還する有益費の確認、支払等の取り決めに関する資料がない（同40頁）。
 - カ. 森友学園が買受けを要望し、売却を進める方向としたその資料がない（同42頁）。
 - キ. 本件では瑕疵担保責任を免除したがそのような特約条項は他にない（同42頁）。
 - ク. 森友学園には10年年賦払いの延納特約を付しているが、こういう例は他にない（同45頁）。
 - ケ. 売払い結果の非公表は、3財務局及び6財務事務所の中ではなく、他の非公表事例は、契約事実そのものの非公表か事務処理上の過誤によるものである（同46頁）。
 - コ. 森友学園の補助金交付申請に際して十分な審査を行っていない（同49頁）。
 - サ. 補助金交付は規程に定める手続に基づかず補助金を交付していたことは適切を欠く（同50頁）。
 - シ. 大阪航空局は整地により改善されたというが、森友学園の対策工事による改善には根拠が確認できない（同61頁）。
 - ス. 国が森友学園へ返還する有益費の算定の妥当性の検討は不十分である（同64頁）。
 - セ. 売却額の決定に関する地下埋設物撤去・処分費用における対象面積、深度、混入率等の妥当性の検証は不十分である（同70～75頁）。
　　大阪航空局における地下埋設物撤去・処分費用の算定に慎重な調査結果を欠いている（同80頁）。
 - ソ. 森友学園側資料と説明せず不動産鑑定士に判断を委ねた時点で配慮が不十分である（同82頁）。
- 報告書はその後、本件に関する行政文書の管理状況の不備を指摘し（同86頁以下）、そして、事実経過をふまえた所見（同91頁以下）をのべ、本件の売却価格及びその価格算定手続は適正でないとしている。